



予備自通信

(第2号)

〈予備自衛官懇談会意見交換Q&A〉

〈予備自衛官の豆知識〉

予備自衛官懇談会意見交換Q&A

Q: 年間の招集訓練実施回数を増加し、出頭時期選択の幅を広げてほしい。

A: 札幌地本管内における招集訓練実施回数は、例年30回以上(H25は34回)実施しております。全国的にみても最多であります。

招集訓練を担当する部隊の自隊訓練等との兼ね合いもあり、大幅な実施回数の増加が見込めない現状から、現在、札幌地本として招集訓練時の予備自衛官受入れ人員数の増加を、上級部隊に要望中であります。

今後、札幌地本として上級部隊に、訓練実施回数及び受入れ人員の増加を引き続き要望してまいります。

Q: 訓練招集手当について、税金を差し引いた金額で支給されるが、全額支給してもらえないか。(理由:確定申告時に併せて申告したい。)

A: 給料・手当などから、税金を差し引いて支給されるのは、公務員のみならず会社員(非正規社員・アルバイト含む。)も同様です。

税法では、給与・報酬の支払者が、給与・報酬などを支払う際に、その額から所得税などを差し引いて国(地方)に納付することが義務付けられています。

訓練招集手当、予備自衛官手当についても、税法上の定めにより税金を差し引いて支給しております。任意に税を控除しないで支給することは、法律違反となりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

予備自衛官の豆知識

「予備自衛官の兼業・兼職」について、正しく理解

- 国家公務員は、国家公務員法や自衛隊法により、兼業・兼職を原則として禁止されていますが、民間企業において、これを禁止する法律はありません。しかしながら、公務員の制度を参考にして社内規則でこれを禁止する場合があります。
- 公務員の場合でも、「原則禁止」としているものの、次のような場合には、届出を行なうことで、兼業・兼職を許可しています。
 - ① 本職の職務に支障を来たさないこと(本職の勤務時間に影響を及ぼさない、心身の疲労などにより本職の遂行に支障を来たさない等)
※ 休日、休暇、勤務時間外において行い得るものであること。
 - ② 本職と兼業・兼職の間に、特別な利害関係がないこと。
(兼業・兼職先が、許認可等の相手方であるなど特別な関係にないこと。)
 - ③ 兼業・兼職先への就業が、本職の信用を傷つけるおそれがないこと。
(反社会的な団体、風俗店等、兼業・兼業することで本職の信用を失墜するおそれがある場合は認められない。)

☆ 年間5日間の訓練出頭で分割出頭も可能な「予備自衛官」は、こうした基準に照らして問題が無いことを雇用企業に対し説明をし、多くの企業に理解をいただいております(必要な届出等を行ない了承されています。)

☆ 地本から説明を行なったり、訓練出頭への協力依頼等の文書を出すことも可能ですので、是非ご連絡下さい。